



Title	沖縄関係23 (米国民政・軍用資産引継調査・交渉) (松川内話 外務省外交史料館レファレンス番号 : H223661)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.8 公開日 : 平成23年2月18日 外務省外交史料館管理番号 : 2011-0026 CD・DVD番号 : H22-021
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43741
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

松川内話

極 秘

次官 中

局長 中
子号 中
知事 中

朱石 中
朱石 中
朱石 中

沖繩返航の財政面 (松川内話)

44. 10. 8

朱石-長

松川審政官 邦経国 (在米) 有 8月 午後 大蔵省
口往訪、ワントンに於て 邦経 朱石 接觸

水石に於て 意向せしめられ、福田大蔵大臣
より 慎重に 口止め せられたる こと 同日 大臣 9日

邦経 後 之 旨 詳細 叙述 した こと あり、
要旨 下記 の 如く 他言 無用 と 口内 話 した。
(本人の 立場 も 邦経 決意 要旨 注意)

1. 福田、4名 行 一 会 談

(1) 大臣 休養 あり こと 邦経 記者 等に 留意 した。

記者 団 等 の 口 論、東京 の 電 報 報 告 等

GA-5

外務省

も 固く 禁止 され、在米 下田 大使 等 にも
10時 向 半 tete-a-tete で 話 せ られ 模

様。善右 愛知 大臣 にも 電話 連絡 あり、
の 旨 あり かと (と 松川 審政 官 等 宛 向、当 方

より 之 旨 様子 あり、旨 答 あり)

(2) (当 方 21 21 19-12 21 21 PRELIMINARY TALKS

の 旨 あり (9 日 松川)
の 旨 あり (9 日 松川) と 意向 せ られ こと あり、
何 故 PRELIMINARY と いう こと あり (と

り 在 場 あり、後 述 の 旨 と 考 へ 合 せ ると 相 当
程度 の 話 あり こと あり、の 旨 あり こと あり 推 察 あり)

2. 松川 審政 官 の 邦経 接觸

大臣 の 指示 により ワントン で 財務 省 側

(邦経 記者 等 の 法律 専門 家 あり)

(在 米 邦経 財務 官 あり) と 接觸 あり、

本人 避 け あり、IMF 会 場 の 本 日 の 朱石

GA 6

外務省

(邦人記者の対しては「リポート」が「記事」に比べて(1/3)

控室などで急ぎに行方つた。(しかし) 具体的な話は古く、右に半例から

本問題に付する法律意見書は出発の(注) 前日漸く(手)に入れた。=火事大屋(邦国)

後許可を得て外務省に渡した(が) 31-21 及び付添 31-21の 簡易なものである。その

内容は非常に冷い形式論理の右モノで、 要するに沖繩を半島の予算を以て(建設) 施設(に)無償譲渡の様な形(に)取

り得たものは、^にして連邦政府に TITLE が移るといふ主張である。(GARIOA が

琉球住民のため、TRUST だ、云々は一つの意見に 過ぎないとか、フォーリス 報告の唯一の存在

価値、云々は MEANINGLESS だとか(喜) 右が半例の、^(邦人) 具体的な(邦人)

(935 RELOCATION 12月24日の付も出た。)

今日も遂に書えられた。右に(中)の(原則) (注) 財務省は内務、国防両省が一々

文句を743の21の意見書を仲介(中) した。出来た。と(は) 21。

3. 別途取り決め、即ち今後の段取り

(1) 半例の考え方は、コニコニの本問題

言及部分(トーン、タリ) だとは、別途 の取り決め(喜) 右モノ(は) 決定

(喜) 右モノ(は) 決定 (喜) 右モノ(は) 決定 (喜) 右モノ(は) 決定

という(は) 21、福国大蔵大臣も「本 例」として(喜) 右モノ(は) 決定

よ(喜) 右モノ(は) 決定、と(喜) 右モノ(は) 決定

(2) 今後の段取りは(喜) 右モノ(は) 決定

東京、次いでワシントンでの取り決めの交渉は好ましくは右の2年以内

と思つてゐる。この取り決めに出来たとしても、実際、おねを支払うべき (1113)

は1-2年半例とせんか上にならんと決定出来ないと、(年内考慮上)

以上のことは大正第10年 外務省・大蔵省の1111の2で協議したと1111。

4. 半例の内情等。

(1) (当方の契約と見ると) 思うに半例は1247の8条指之2が右に、自例は降す決り手(一)

に右の3右の1は、困つてゐるといふ感じにかゝる。

(2) 右が半例法律文書が余りの冷いので、私見では(4) 20年連出流。は COMMON LAW

WIFE と手を取ると ALIMONY とは、右(1112)といふ EQUITY はあつたか

(1) 半例の運送中右と左の琉球文化会館を、自例は不要といふ

は拒否するかも知れず、また琉球政府の建物もどうして所有権を主張

た、(1112)といふ ~~1112~~ (沖縄県方が RENT を取つた) といふ、といふこと

は困つた點をいふ。

極 秘

次官等

事務局長

副事務局長

事務官

事務官

事務官

事務官

→ 別添の20-16と16-1

沖能通達12件之財政面

(コニニ=手紙が法律意見書)

44.10.8

朱一長

標記は2124年8日朝の松川審議官内話

正報告(左の) 同日午後同 ^{事務官} 手許巧 ^{事務官} 柏木 (電話にて)

財務官と協議の結果 ^{手紙} 別添1. コニニ=手紙 (大蔵省・財務省) 20-16 77-11 (左の) 手紙

別添2. 朱側法律意見書 (上記報告で手紙)

の手紙を、正式に提出するか差上げたい (大蔵の77-11以下(左の) 手紙)

但しその扱いは今朝 朱一長が松川審議官の手許巧 持ちし手紙のこととしてほしい、と云 ~~手紙~~

手紙の使者派遣を頼むので、受領せしめた。

GA-5 (大蔵側の立場もあり 取扱い筋に留意) 外務省